

## 障害児通所支援の利用をご希望の方へ

障害児通所支援を利用する場合には、お住まいの区役所(こども家庭支援課)で必要な手続きをし  
障害児通所受給者証の交付を受ける必要があります。

ご利用に際しては、「障害児通所支援事業 ご利用の手引き」をお読みください。

○申請方法 新規申請は、次のいずれかの方法で行うことができます。

- ・区役所(こども家庭支援課)窓口での申請
- ・オンライン申請(マイナポータル) 右の二次元コードから申請可能です。

※区役所での面接前にオンライン申請をする場合は、来庁予定日の3営業日前までをお願いします。

※申請前に区役所のこども家庭支援課へご相談下さい。

障害児通所支援事業  
ご利用の手引き



○申請前に決定しておく内容

申請書には、以下の内容を記載する必要があります。

事前に、利用を希望する事業所と十分に調整してください。

- ① 利用予定の事業所名
- ② 利用するサービスの種類(児童発達支援/放課後等デイサービス 等)
- ③ 利用する曜日・頻度

※利用内容が未確定の場合は、申請を受け付けられないことがあります。

オンライン申請はこちら★  
申請にはマイナンバーと  
暗証番号が必要です。



※こちらをコントロールを押しながら  
クリックでもリンクへ飛べます。

○新規申請に必要な書類

- ① 障害児通所支援給付費支給申請書
- ② 状況確認シート

お子様やご家族の状況をご記入いただく書類です。

- ③ 5領域 20項目調査票

お子様の日常生活の中での支援の必要性をご記入いただく書類です。

- ④ 就学児サポート調査票(放課後等デイサービス利用の場合のみ)

より手厚い支援を必要とする児童の個別のニーズに応じて、きめ細かく対応できるように  
ご記入いただく書類です。

- ⑤ 医療的ケアスコア表(医療的ケアが必要なお子様の場合のみ)

事業所への情報共有に使用することがあります。また、受給者証の更新時にも再度医師に記載していただく書類  
になりますので、写しの保存をお願いします。

【利用計画関係書類(いずれか1点)】

- ⑥ 障害児支援利用計画案(障害児相談支援事業所が作成) または  
横浜市こどもサポートプラン(保護者が作成)



※新規申請の際には区役所での面接が必要です。

※各種様式は区役所窓口または横浜市ホームページで配布しています。

※②~⑥の書類については、事業所への情報共有に使用することがあります。また更新時にも再度ご記入いただく書類  
になりますので、写しを取るかデータ保存をお願いします。

【申請前に各区こども家庭支援課へご相談ください。連絡先はこちら👉】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/madoguchi/sogo/mado1.html>